

平成 16 年 12 月 20 日

北海道知事

高橋 はるみ 様

(社) 農林水産先端技術産業振興センター (STAFF)

理事長 畑中 孝晴

「 遺伝子組換え作物の栽培等に関する条例 (仮称) 素案について 」 に対する意見

貴道においてご検討中の「 遺伝子組換え作物の栽培等に関する条例 (仮称) 素案 」 について、以下のとおり当センターの意見を取りまとめましたので、宜しくご検討下さいますようお願い申し上げます。

(はじめに)

平成 14 年 12 月、我が国初の国家総合戦略として「 バイオテクノロジー (B T) 戦略大綱 」 が策定され、国を挙げて B T の研究開発と産業化に向けて総合的に取り組んでいるところです。農業、食品分野においても、B T は国際的に既に実用化段階にあり、激しい開発競争が行われています。我が国が今後、国際競争力を持ち、環境と調和を保ちつつ、食料の安定供給と農業の振興を図っていくためには、遺伝子組換え技術を含む B T の研究開発と応用は必要不可欠です。日本の食糧基地である北海道においても B T 技術の重要性は今後一層高まることが明らかであることから、試験研究はもとより、実用化に向けた技術の実証・展示等も円滑に進めていくことが重要と考えます。

遺伝子組換え作物・食品の安全性については、「 食品衛生法 」、「 飼料安全法 」、「 カルタヘナ法 」 により、それぞれ厳重な審査がなされ、また、JAS 法により遺伝子組換え食品の表示も義務付けられています。こうした法令により、消費者の安全・安心は十分に確保されているものと考えられます。

記

1 . 遺伝子組換え技術は、2 1 世紀における画期的な技術として環境、医療、生活などあらゆる方面で活用されつつあります。

農業、食品分野も例外ではなく実用化が急速に進んでおり、世界 1 8 カ国における遺伝子組換え作物の栽培面積は 2 0 0 3 年には 6 , 7 7 0 万 ha に達し、生産性の向上に大きく貢献しているところです。また、商業栽培が始まった 1 9 9 6 年以来、遺伝子組換え作物

が食品の安全性や環境に対し害を及ぼしたという報告はありません。

2．遺伝子組換え作物の安全性については従来から「農林水産分野における組換え体の利用のための指針」による確認が行われてきましたが、昨年来、環境面については「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法)により、さらに食品の安全性については「食品衛生法」、飼料としての安全性については、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」(飼料安全法)に基づいて、国において一層厳格な確認システムが出来上がってきています。かつて、農産物が、食品・飼料として、また環境影響について、このように厳しく、かつ徹底して安全性をチェックされた例はありません。

3．今後の農業、食品産業は生産性の向上を図りつつ多様な消費者ニーズに対応していく必要がありますが、このためには遺伝子組換え技術が不可欠であると考えます。

品種改良を例にとっても、現在の交配等による改良には限度があり、将来遺伝子組換え技術を利用することなく生産性や不良環境適応性、品質、機能性等を飛躍的に向上させる画期的な品種を開発することは困難です。

4．現在栽培されている遺伝子組換え作物の大部分が欧米大企業の開発によるものであることから、将来、世界の食糧生産がこれら企業に支配されることを懸念する人達も少なくありません。

そのためにも我が国独自の技術開発を積極的に行う必要があります、既にB T 戦略大綱の通り国の方針として着々と進められているところです。

一昨年12月に小泉首相によってイネゲノム概要解読の終了が世界に宣言されたのもその一例です。これは、日本が10カ国で構成されるコンソーシアムの中核となり、多額の国費を投じて取り組むとともに、私共のS T A F F 研究所も昼夜兼行で努力してきた結果であり、さらに本年12月13日に完全解読の終了を島村農林水産大臣に報告したところであります。

農作物への実用化の基礎技術である遺伝子組換え手法についても、現在の欧米の特許に抵触しない新しい手法の開発が着々と進められています。

北海道においても、様々な研究機関において遺伝子レベルの技術開発が進められているのはご承知の通りです。

このような状況の中で、いたずらに厳しい規制を課すことは、遺伝子組換え技術を中心とした将来の技術革新を阻害し、農業・食品産業の技術を現在の枠内に封じ込めることとなり、熾烈な競争の行われているこの分野で海外に大きく遅れをとることとなります。

5．公的機関である貴道が、国によって安全性が確認されている遺伝子組換え作物まで開

放系における栽培を規制することは、この技術によって消費者や農業者等が受けるメリットを放棄することであり、栽培者の選択の権利、栽培の権利を不当に侵害するおそれがあり、行政としての限度を超えていると考えます。また、このような措置をとることはいたずらに不安をかき立て、風評被害を自ら呼び込むようなことにもなりかねず、社会的にも大きな問題であると考えます。さらに、北海道においても農業、食品産業ひいては経済全般の発展の芽を摘むことになり、将来に大きな禍根を残すことになると考えます。

6．遺伝子組換え技術は新しい技術であり、この技術を利用した農産物や食品の拡大が急速であったことから、漠然とした不安感を持つ人々が存在することは事実です。

こうした不安を取り除くために、私共は長年いわゆるPA活動を行い、この新しい技術を理解して頂けるよう努力して参りました。

将来、我が国においても遺伝子組換え作物の栽培が一般ほ場で可能になるような環境づくりを進めるためにも、当面は農家や関係者の理解を求めつつ展示ほ場等を設け、人々がこの技術を体感することが必要だと思えます。

このような観点から、貴道においても、遺伝子組換え作物を厳しく規制することではなく、消費者、農業者、流通加工業者に積極的な情報提供を行い、理解を得るような活動を行うべきであると考えます。

7．日本の食糧基地を自他ともに認め、開拓の当初から積極的に新しい技術を受け入れてきた北海道がこのような措置をとれば、他の府県にも波及することは必至であり、事実上我が国での遺伝子組換え作物の栽培は不可能となることが危惧されます。

以上の観点から、
国の安全性審査を経て承認を受けた組換え作物の栽培については、何ら規制することがないよう
また、開放系試験栽培については、あらためて「食の安全 安心委員会」に付することなく届出のみとするよう強く要望します。

[連絡先] (社) 農林水産先端技術産業振興センター (S T A F F)
〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番13号 三会堂ビル7階
電話：03-3586-8644 FAX：03-3586-8277
(連絡担当者： 研究開発部 部長 志賀正和)